

ぷらっとふおーむ飯坂 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、ぷらっとふおーむ飯坂 と称する。

(事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を福島県福島市飯坂町字西堀切 27 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、福島市飯坂地域を主とする福島県内において、地域活性化及び人的交流に貢献し、もって豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) レンタルルームの利用に関する事業
- (2) 図書室運営及び地域での貸し出し業務
- (3) 地域課題に関する対話会の開催
- (4) 町歩き休憩所の整備、運営
- (5) 法人化のための準備作業
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 当会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この会の目的及び事業に賛同し、活動を推進する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この会の目的及び事業に賛同し、活動を財政的に支援する個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 当会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 正会員は、各1個の平等な議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、出席正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 当会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1人を代表理事、1名以上を副代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この会の監事には、この会の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの会の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この定款で定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、原則無報酬とする。ただし、総会で承認された理事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事が職務を行うために要した交通費等の費用については、これを支給することができる。

(顧問)

第26条 当会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

- 3 顧問は、代表理事の諮問に応え理事会において意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。
- 3 理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催する又は電磁的記録上で行うことができる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。なお、電磁的記録においては、電磁的署名を記入する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当会の事業計画書、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当会は、総会の決議により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 その他

(委任)

第38条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

2019年 4月 1日

附則

当会の設立初年度の年会費は、第7条の規定に関わらず次のとおりとする。

年会費（正会員） 2,000円

年会費（賛助会員） 2,000円

[役員名簿]

理事（代表理事）	南雲	利明
理事（副代表理事）	遠藤	知世吉
理事（副代表理事）	川又	康彦
監事	松田	英明